

財関第1097号
平成21年9月30日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 大藤俊行

関税法基本通達等の一部改正について

関税法施行規則及び電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部を改正する省令(平成21年財務省令第62号)の施行に伴い、関税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第100号)等の一部を下記のとおり改正し、平成21年10月11日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第2 税関様式関係通達(昭和47年3月1日蔵関第107号)の一部を次のように改正する。

(I 税関様式の一部改正)

税関様式C第5081号を別紙2のように改める。